

庁 議

日時：11月7日（火）AM9：00 <庁議室>

【市長挨拶】

【協議事項】

- | | |
|---|---------|
| 1 財産の取得について | 企画部長 |
| 2 太田市犯罪被害者等支援条例の制定について | 市民生活部長 |
| 3 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 市民生活部長 |
| 4 太田市地域活動支援センター条例の廃止について | 福祉こども部長 |
| 5 財産の無償譲渡について | 福祉こども部長 |
| 6 財産の無償譲渡について | 福祉こども部長 |
| 7 指定管理者の指定について（太田市養護老人ホーム） | 福祉こども部長 |
| 8 指定管理者の指定について（放課後児童クラブ2施設3クラブ） | 福祉こども部長 |
| 9 （取り下げ） | |
| 10 太田市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 11 太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 12 太田市道路占用料徴収条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 13 太田市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 14 市道路線の廃止及び認定について | 都市政策部長 |
| 15 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 都市政策部長 |
| 16 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 都市政策部長 |
| 17 太田市営住宅条例の一部改正について | 都市政策部長 |

【連絡事項】

- | | |
|----------------------------------|----------|
| 1 令和6年太田市新春の集いの開催について | 秘書室長 |
| 2 令和5年秋 勲章・褒章受章者祝賀会の開催について | 秘書室長 |
| 3 包括連携協定の締結について | 企画部長 |
| 4 令和5年度1%まちづくり事業成果発表会について | 市民生活部長 |
| 5 元プロ野球選手による野球教室及び講演会の開催について | 文化スポーツ部長 |
| 6 令和5年度交流都市物産朝市の開催について | 産業環境部長 |
| 7 地域計画策定にかかるモデル地区の実施状況と今後の取組について | 農政部長 |
| 8 歳末警戒分団巡視激励について | 消防長 |
| 9 「書かない窓口システム」の運用開始について | 市民生活部長 |

【その他】

◆次回庁議予定◆11月29日（水）PM1：30～ <庁議室> 案件名報告：11月17日（金）PM5:00
資料提出：11月22日（水）PM5:00

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可】
- 公開時期【2. 委員会・委員会協議会后】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

財産の取得について

【 目 的 】

文教施設として整備するため、財産を取得するものです。

【 概 要 】

1 取得する財産

- ・ 建物

所在 太田市飯塚町69番地3

種類	構造	床面積	
		1階	972.00㎡
店舗	鉄骨造合金メッキ鋼 ^{ぶき} 板葺2階建	2階	117.81㎡

所在 太田市飯塚町69番地4

種類	構造	床面積
物置	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建	4.70㎡
物置	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建	4.70㎡
物置	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建	4.70㎡

- 2 取得予定価格 214,500,000円
- 3 取得の方法 随意契約
- 4 契約の相手方 群馬県太田市飯田町964番地8
株式会社大雄建設
代表取締役 大久保 與志雄

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線 (2293) 47-1892 タイヤイン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 2400



【表題】

太田市犯罪被害者等支援条例の制定について

【目的】

犯罪被害者等の支援に関し、その施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、本条例を制定するものです。

【概要】

1 主な制定内容

(1) 基本理念（第3条）

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）を踏まえ、犯罪被害者等の支援を推進するに当たり、基本となる考え方を定めています。

(2) 市の責務（第4条）

犯罪被害者等の支援における市の責務を定めています。

(3) 相談窓口の設置（第7条）

市は、犯罪被害者等の支援に関する総合的窓口を市民そうだん課に設置して、犯罪被害者等からの相談に応じることを定めています。

(4) 市が行う支援

ア 経済的負担の軽減（第8条）

見舞金支給要綱により	遺族見舞金	1事件につき	30万円
	重傷病見舞金	1事件につき	10万円

イ 日常生活の支援（第9条）

ウ 安全の確保（第10条）

エ 居住の安定（第11条）

オ 雇用の安定（第12条）

2 施行期日 令和6年4月1日

3 その他 令和5年12月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 人権啓発係 内線2444 47-1912ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 2400



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

太田市休泊行政センター駐車場において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 太田市休泊行政センター駐車場において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和5年10月24日	298, 256円 (298, 256円)	10割	令和5年9月20日、太田市龍舞町4053番地休泊行政センター駐車場において、悪天候による強風のため、リサイクル倉庫のリサイクルゴミが飛び、相手方の所有する駐車中の車にぶつかり、車体を損傷したことにより、相手方に損害が生じたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償金の支払い 全国市長会 市民総合賠償補償保険にて対応します。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年11月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部東地区振興課休泊行政センター 49-0201 タヤリン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 富岡 和正 (内線) 2500



【 表 題 】

太田市地域活動支援センター条例の廃止について

【 目 的 】

太田市太田地域活動支援センター及び太田市藪塚しゅんらん地域活動支援センターは、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法の規定する施設として、創作的活動や生産活動の機会の提供を行っていましたが、令和6年4月1日から民営化することに伴い、本条例を廃止するものです。

【 概 要 】

- 1 内容
太田市地域活動支援センター条例を廃止する。
- 2 施行期日
令和6年4月1日
- 3 その他
令和5年12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉こども部 障がい福祉課 福祉事業係 32-4220ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

財産の無償譲渡について

【 目 的 】

令和6年4月1日から太田市太田地域活動支援センターの法定サービスへの移行及び民営化に伴い、使用された建物を無償で譲渡したいので、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第96条第6号及び第237条第2項の規定に基づいて太田市議会に議案を提出するものです。

【 概 要 】

- 1 建物の名称 太田市太田地域活動支援センター
- 2 建物の所在地 太田市細谷町1708番地1
- 3 構造及び延べ床面積 (1) 作業所棟 木造平屋建 754.00㎡
(2) デイサービス棟 木造平屋建 334.00㎡
- 4 譲渡の相手方 太田市高林南町283番地25
社会福祉法人愛心会
理事長 細田 礼子
- 5 譲渡の期日 令和6年4月1日
- 6 その他 令和5年12月定例会に議案提出予定

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 福祉子ども部 障がい福祉課 福祉事業係 32-4220 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

財産の無償譲渡について

【 目 的 】

令和6年4月1日から太田市藪塚しゅんらん地域活動支援センターの法定サービスへの移行及び民営化に伴い、使用された建物を無償で譲渡したいので、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第96条第6号及び第237条第2項の規定に基づいて太田市議会に議案を提出するものです。

【 概 要 】

- 1 建 物 の 名 称 太田市藪塚しゅんらん地域活動支援センター
- 2 建 物 の 所 在 地 太田市大原町118番地10
- 3 構造及び延べ床面積 木造平屋建 441.94㎡
- 4 譲 渡 の 相 手 方 太田市大原町118番地10
NPO法人しゅんらん
理事長 延 命 圭三郎
- 5 譲 渡 の 期 日 令和6年4月1日
- 6 そ の 他 令和5年12月定例会に議案提出予定

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 福祉子ども部 障がい福祉課 福祉事業係 32-4220 ダイヤルイン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2541



【 表 題 】

指定管理者の指定について（太田市養護老人ホーム）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1 指定管理者の指定について

施 設 名	構 造	指定管理者の候補者	住 所	備考
太田市養護老人ホーム （太田市内ヶ島町1342番地6）	鉄骨造 一部 2階建	社会福祉法人 同仁会	太田市八幡町 27番地7	非公募

2 指定管理の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

3 応募団体

社会福祉法人 同仁会

4 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 10月10日 指定管理者候補者審査委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定
- ・ 11月14日 健康福祉委員会協議会に報告
- ・ 11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- ・ 12月 指定管理者の指定（公告）
- ・ 3月 協定の締結
- ・ 4月 指定管理者による施設の管理

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉子ども部 長寿あんしん課 いきが推進係 内線2541 47-1829 イヤン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 富岡 和正 内線2500



【 表 題 】

指定管理者の指定について（放課後児童クラブ2施設3クラブ）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1. 指定管理者の指定について

施設名	施設の場所	構造	指定管理者の候補者名	候補者の所在地	選定方法
太田市木崎小放課後児童クラブ	太田市新田中江田町984番地1	木造平屋建て	社会福祉法人木崎育援会	太田市新田中江田町985番地	公募
太田市北の杜学園放課後児童クラブ 太田市北の杜学園第2放課後児童クラブ	太田市熊野町2番1号	木造平屋建て	北の杜	太田市金山町18番1号	公募

2. 指定管理の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

3. 指定管理候補者の指定経過及び今後のスケジュール

- 10月11日 指定管理者候補者審査委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定
- 11月14日 健康福祉委員会協議会に報告
- 11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- 12月 指定管理者の指定（公告）
- 3月 協定の締結
- 4月 指定管理者による施設の管理

【 備 考 】

* 問い合わせ先

福祉こども部 児童施設課 放課後児童支援係 内線2592 ダイヤル47-1924

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線 (TEL) 3400



【 表 題 】

太田市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

太田市におけるマイナンバーの独自利用及び情報連携を行う事務の追加並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

(1) マイナンバーの独自利用及び情報連携を行う事務の追加について

法第9条第2項の規定に基づくマイナンバーの独自利用及び情報連携を行う事務として、太田市福祉医療費支給に関する条例の規定による福祉医療費の支給に関する事務を追加するものです。

(2) 法別表第2の廃止に伴う文言修正について

法別表第2に規定されていた、個人番号利用事務及び特定個人情報が主務省令で定めることとされ、それぞれが特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報と位置付けられたことから、修正するものです。

2 施行期日

公布の日

3 その他

令和5年12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 医療年金課 福祉医療年金係 内線2571 47-1940 ギャリン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市道路占用料徴収条例の一部改正について

【 目 的 】

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額の改定が行われましたので、本市においても同様の対応を図ろうとするものです。

【 概 要 】

- 1 占用対象物件からの占用料の徴収に対応し、太田市道路占用料徴収条例の別表を改めるものです。
- 2 その他 令和5年12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 路政係 内線2712 47-1835ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、道路構造令が一部改正されたため、本市においても関係条例について同様の対応を図るものです。

【 概 要 】

- 1 道路の安全施設として自動運行補助施設の項目を新設
自動運行補助施設は、自動運行車の安全な運行を、道路インフラ位置の補正などによって補助する施設を指します。道路法の一部を改正する法律の施行に伴い、道路上に設置する際の基準が道路法施行令に規定された。それに伴い道路構造令にも安全施設に自動運行補助施設の項目が新設されたため、本市条例においても同様の対応を図るものです。
- 2 歩行者利便増進道路の構造基準の新設
道路法に歩行者利便増進道路の規定が新設されたことに伴い、道路構造令においても歩行者利便増進道路の構造基準が新設されたため、本市条例においても同様の対応を図るものです。
- 3 その他 令和5年12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 路政係 内線2713 47-1835ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

市道路線の廃止及び認定について

【 目 的 】

公共事業及び民間開発等に伴う市道路線の廃止及び認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めることを報告するものです。

【 概 要 】

1 路線内訳（路線名、路線延長）

廃止路線	太田古戸藤塚903号線	ほか13路線	延長3949m
認定路線	太田古戸町1477号線	ほか9路線	延長2394m

2 その他 道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、令和5年12月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 路政係 内線2713 47-1835ダイヤル

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

市道において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

- 1 別紙市道において発生した事故による損害賠償表のとおり。
- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い 三井住友海上火災保険(株)道路賠償責任保険にて対応します。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年11月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線2711 47-1835ダイヤル

1 市道において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和5年10月24日	106,755円 (213,510円)	5割	令和5年6月4日、太田市下浜田町1088番地2付近の市道において、相手方が自己の所有する乗用車を運転中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、当該乗用車の左前輪タイヤ及び左前輪タイヤホイールが損傷したことにより、相手方に損害が生じたものです。
2	令和5年10月24日	39,072円 (78,144円)	5割	令和5年6月3日、太田市新田市野倉町220番地21付近の市道において、相手方が所有する乗用車を他者が運転中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、当該乗用車の左前輪タイヤ、左前輪タイヤホイール、エンジンアンダカバー等が損傷したことにより、相手方に損害が生じたものです。
3	令和5年10月24日	69,894円 (69,894円)	10割	令和5年6月13日、太田市浜町19番8号付近の市道において、相手方が使用する乗用車を他者が運転中、歩道部分に設置されたコンビニエンスストアへの車両乗入口を通過したところ、コンクリート平板が跳ね上がり、当該乗用車のフロントバンパー等が損傷したことにより、相手方に損害が生じたものです。

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

道路上の除草作業に伴う飛石事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 道路上の除草作業に伴う飛石事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額	過失割合	事故概要
1	令和5年10月25日	270,501円	10割	令和5年8月16日、太田市岩瀬川町498番地1付近において、職員が手押し草刈機を使用して除草作業をしていたところ小石の飛散により隣接地に駐車していた乗用車のボディーに傷を付けたことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い 三井住友海上火災保険(株)道路賠償責任保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年11月委員会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路保全課 応急工事係 内線1111 32-3491 ダイヤルイン

- 内 容【 2. 連絡事項 】
- 公 開【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2 2 1 0



【 表 題 】

令和6年太田市新春の集いの開催について

【 目 的 】

令和6年の年頭にあたり、各界各層からの市民代表者と行政関係者が一堂に会する機会を設けることにより、まちづくりのための相互協力の機運が醸成されることを期待して開催するものです。

【 概 要 】

1. 日 時 令和6年1月4日（木）午後2時～
2. 会 場 太田市民会館（太田市飯塚町200番地1）
3. 出席予定者 約600名
4. 会 費 なし
5. その他 式典に係る庁内動員者につきましては、12月の副部長会議で別途依頼します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線 2 2 1 1 4 7 - 1 8 0 8 タイヤイン

- 内 容【 2. 連絡事項 】
- 公 開【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2 2 1 0



【 表 題 】

令和5年秋 勲章・褒章受章者祝賀会の開催について

【 目 的 】

太田市民で勲章・褒章を受章された方々を招待し、その功労、功績を称え、敬意と感謝の意を表するため開催するものです。

【 概 要 】

1. 受章者

叙 勲 (7名)

- | | | |
|-----|----------------------|----------------|
| ・市川 | 隆康 氏 (旭日双光章／地方自治功労) | ※秋の叙勲 |
| ・関谷 | 岩夫 氏 (瑞宝双光章／教育功労) | ※高齢者叙勲 |
| ・仁科 | 隆司 氏 (瑞宝双光章／教育功労) | ※高齢者叙勲 |
| ・杉田 | 安生 氏 (瑞宝双光章／学校保健功労) | ※秋の叙勲 |
| ・若林 | 照久 氏 (瑞宝双光章／教育・保育功労) | ※秋の叙勲 |
| ・清水 | 幸子 氏 (瑞宝単光章／看護業務功労) | ※秋の叙勲 |
| ・町屋 | 幸広 氏 (瑞宝単光章／防衛功労) | ※第41回危険業務従事者叙勲 |

2. 日 時 令和6年1月25日 (木) 午後2時～

3. 会 場 太田市民会館 スタジオ (太田市飯塚町200番地1)

4. 出席予定者 約100名

【 備 考 】

問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線 2 2 1 1 4 7 - 1 8 0 8 タヤルン

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 大谷 健 内線2400



【 表 題 】

令和5年度1%まちづくり事業成果発表会について

【 目 的 】

1%まちづくり事業は市民の参画と協働のまちづくりを実践するもので、市民の自発的なまちづくり活動を支援し、地域コミュニティを活性化させようとするものであり、今日まで多くの事業が実施されてきました。

今年度の成果発表会は令和4年度と5年度に実施した中から特色のある事業を広く市民に周知し、1%まちづくり事業の利用拡大を図るため開催するものです。

【 概 要 】

- 1 名 称 1%まちづくり事業成果発表会
- 2 開催日時 令和5年12月16日(土) 午前10時から1時間30分程度
- 3 開催場所 太田市社会教育総合センター
- 4 事業名及び団体名
 - ① 『桜土手、中堤、遊歩道、沼周辺の一部除草作業』 及び 『八重笠町運動広場改修工事』 八重笠町
 - ② 『ちびっこ絵画展』 一般社団法人群馬建築士会太田支部
 - ③ 『泉町環境美化事業』 泉町
- 5 周知方法
広報おた、市ホームページ及びSNSで周知を図るとともに、新聞各社へ資料提供を行います。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 地域コミュニティ係 (内線 3611)
ダイヤル 47-1923

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 松本 和明 内線 (TEL) 3600



【 表 題 】

元プロ野球選手による野球教室及び講演会の開催について

【 目 的 】

プロスポーツ選手から高い技術を学び、競技との向き合い方に触れることで、子どもたちが夢や目標を持ち続けられる環境を提供することを目的として、野球教室及び講演会を開催します。

【 概 要 】

- 1 主 催 太田市・（一財）太田市文化スポーツ振興財団
- 2 共 催 （一社）東毛法人会 太田支部
- 3 協 力 太田市役所野球部
- 4 講 師 工藤公康氏（福岡ソフトバンクホークス前監督）
- 5 内 容

	野球教室	講演会
日 時	令和5年12月23日（土） 10時00分から12時00分	令和5年12月23日（土） 14時00分から15時30分
会 場	太田市運動公園野球場 （雨天時：野球場室内ブルペン）	社会教育総合センター
対 象	太田市内軟式野球及び硬式野球 チームに所属する中学生	選手・指導者・一般
定 員	硬式野球中学生（最大10名） 軟式野球中学生（最大10名）	500人（主催者、共催者分合計）
申 込	チーム等からの推薦による （観覧自由、雨天時は観覧不可）	入場無料、事前申し込み （希望者多数の場合は抽選）

【 備 考 】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ係 外線45-8118

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 井上 恵美子 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

令和5年度交流都市物産朝市の開催について

【 目 的 】

太田市との交流の深い全国の各都市の名産品・特産品を市民の方に提供し、都市間の交流を一層深めることを目的とする。

【 概 要 】

- 1 開催日時 令和5年12月17日（日）午前9時から正午まで
※売り切れ次第終了
- 2 会 場 旧おおた・北茨城交流物産館バスターミナル駅内
（太田市飯塚町69-1）
- 3 参加予定都市 稚内市（北海道）、弘前市（青森県）、今治市（愛媛県）、
北茨城市（茨城県）、木更津市（千葉県）、葛巻町（岩手県）
- 4 主 催 交流都市物産朝市実行委員会

【 備 考 】

* 問い合わせ先 産業環境部 観光交流課 観光交流係 内線2631 47-1833 ダイヤル

前地区：14.8ha) は、この先10年間で、加速度的に遊休農地化する可能性が高い。
(※現在の遊休農地面積、寺井地区：0.3ha・新田市前地区：1.7ha)

3. 地域計画策定にかかる今後の取組について

- ・モデル地区で培ったノウハウをもとに、令和6年1月から段階的に話し合いを実施し、令和7年3月までに市内全域で地域計画を策定します。
- ・地域計画策定後は、将来担い手がなくなる農地を中心に、地域での継続的な話し合いが行える体制を構築することで、将来に渡り農地が有効に活用できるよう関係機関とともに取り組んでいきます。

【備考】

* 問い合わせ先 農政部 農業政策課 農政係 0276-20-9714

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防本部消防長 氏名 竹内 富雄 TEL 33-0119



【 表 題 】

歳末警戒分団巡視激励について

【 目 的 】

年末にかけ火災の多発期を迎えるにあたり、歳末防火運動を展開し、有事即応体制を確立するため、特別警戒として夜警を実施するとともに、警戒にあたっている消防団員を巡視激励するものです。

【 概 要 】

- 1 実施期日 令和5年12月28日（木）
- 2 集合時間 午後7時45分 消防本部集合
- 3 出発時間 午後8時00分
- 4 巡視者 市長、議長、総務企画委員会委員
消防長、消防次長、中央・東部・西部の各消防署長及び消防団本部員
- 5 実施要領 各方面隊（6方面隊）毎に巡視車両を編成し、各分団1か所の車庫詰所を巡視激励します。なお、巡視経路については、今後の消防団本部会議で決定されます。
- 6 服 装 市長・委員：私服、7ℓロキャップ、防寒衣
消防職団員：活動服、7ℓロキャップ、編上靴、防寒衣、皮手袋

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 消防団係 電話 33-0201 ダイヤルイン

- 内容【 2. 連絡事項 】
- 公開【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

「書かない窓口システム」の運用開始について

【 目 的 】

市民の視点に立った質の高い窓口業務サービスを提供するため「書かない窓口」を実現し、市民手続の時間短縮や申請書等に記載することへの負荷軽減など市民サービスの向上を図るとともに、窓口業務の効率化による職員の負担を軽減することを目的とするものです。

【 概 要 】

住民異動手続きや証明書の発行申請、マイナンバーカードの各種手続きの際の書く負担を軽減し、待ち時間の短縮を図るため、タブレット端末を利用し申請書等を作成する。必要な手続き内容を聞き取り、タブレット端末へ入力し、入力完了後は署名をするだけで、申請書等を記入することなく住民異動手続きや証明書の発行申請が可能となる。

一連の手続きについてはスマートフォンやPCで事前の申請書作成が可能となり、来庁時の待ち時間や手続きにかかる負担の削減を図る。

- 1 稼働時期 令和5年12月14日（木）

- 2 設置場所 太田市役所 市民課 10台
藪塚本町庁舎 藪塚本町サービス係 2台

- 3 その他 システムの運用について、当面の間はスマートフォンやPCで事前に申請書等を作成した方の手続きに限ります。事前に申請書等を作成せず来庁した場合の手続きについては、体制が整い次第、追って運用を開始する。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 窓口記録係 内線2413
47-1937 がイム